

株主資本等変動計算書の考察

Statements of Changes in net Assets

山本 芳功

Yoshinori YAMAMOTO

目次

- . はじめに
- . 株主資本等変動計算書の概要
 - 1. 株主資本等変動計算書の導入
 - 2. 財務諸表への影響
 - 3. 適用年度の取扱い
- . 固有の論点
 - 1. 評価・差額等の当期変動額
- . おわりに

. はじめに

平成 17 年 12 月 27 日に企業会計基準第 6 号「株主資本等変動計算書に関する会計基準」(以下、会計基準 6 号という)および企業会計基準適用指針第 9 号「株主資本等変動計算書に関する会計基準の適用指針」(以下、適用指針 9 号という)が公表された。適用時期は、会社法施行日(平成 18 年 5 月 1 日)以後終了する中間会計期間または事業年度からとされ、平成 18 年 11 月期の中間決算から適用された。株主資本等変動計算書の基準の適用開始に際し、作成方法に関する検討を考察し論点をまとめてみた。

. 株主資本等変動計算書の概要

会社法の施行にともない従来の利益処分(案)や利益処分計算書が廃止され、新たに株主資本等変動計算書が導入された。これまでの商法では、利益処分や資本の変動は原則として定時株主総会だけで行うこととされ、定時株主総会の時に利益処分案として株主の判断を仰いでいた。しかし、新法施行により定時株主総会に限らず行うことができるようになった。

会社法において、株式会社は純資産項目の増減を示す株主資本等変動計算書ならびに連結株主資本等変動計算書を作成することになる⁽¹⁾。この計算書が導入される理由は、会社法施

行後は株主または取締役会の決議により、剰余金の配当をいつでも決定でき⁽²⁾、また、株主資本の計数をいつでも変動させることができることとされたため、貸借対照表および損益計算書だけでは、資本金、準備金および剰余金の数値の連続性を把握することが困難になる。

企業会計基準委員会はこうした状況を考慮して、株主資本等変動計算書の作成方法について検討を行い、会計基準6号および適用指針9号を公表した。また、平成18年4月25日に企業内容開示府令および財務諸表等規則の改正が公表された。⁽³⁾

1. 株主資本等変動計算書の導入

株主資本等変動計算書の様式例は、適用指針9号で純資産の各項目を横に並べた様式と各項目を縦に並べた様式を例示している。財務諸表等規則は純資産を横に並べた様式になっている。

株主資本等変動計算書

	株主資本								評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計		
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計	評価差額金	その他の有価証券			繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計
		資本準備金	資本剰余金	その他	利益準備金	その他の利益剰余金	合計	利益剰余金								
前期末残高	10,000	1,000	100	1,000	500	500	4,500	5,500	100	16,500	1,000	180	1,180	2,000	19,680	
当期変動額																
新株の発行	1,000	1,000		1,000						2,000					2,000	
剰余金の配当					100		1,100	1,000		1,000					1,000	
圧縮積立金の積立て						100	100	-		-					-	
圧縮積立金の取崩し						200	200	-		-					-	
当期純利益							2,000	2,000		2,000					2,000	
自己株式の取得									400	400					400	
自己株式の処分			50	50					300	250					250	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)											200	60	260	100	360	
当期変動額合計	1,000	1,000	50	950	100	100	1,000	1,000	100	2,850	200	60	260	100	3,210	
当期末残高	11,000	2,000	50	2,050	600	400	5,500	6,500	200	19,350	1,200	240	1,440	2,100	22,890	

株主資本の各項目については、前期末残高、当期変動額および当期末残高に区別し、当期変動額は変動事由ごとにその金額を表示する。⁽⁴⁾ 変動事由の例として、次のものが考えられる。

(ア) 当期純利益(または当期純損失)

当期純利益(または当期純損失)とは、経常利益から特別損益と法人税および住民税を差し引いたもので、当期純利益は臨時に発生した損益と税金による控除を含めた企業の最終利益を表す。

当期純利益から株主配当や役員賞与を計算する基礎となるもので、貸借対照表の資本の欄に追加されることになる。

(イ) 新株の発行または自己株式の処分

新株の発行には、設立時のほかに資金調達目的で株式を発行することがある。新株の発行には、株主割当、第三者割当、公募の3つがあるが、最近では、株式を特定の価格で購入できる権利（新株予約権）が多くもちいられている。新株予約権とは、会社に新株を発行させ、会社の自己株式を移転させる権利で、コール・オプションを意味する。新株予約権の所有者は、新株予約権を行使して、会社に新株の発行を依頼し、自己保有株式を移転させることができる。

自己株式の処分とは、商法上、次の方法が定められている。新株発行の手続きを準用した区分、吸収合併、株式交換および吸収分割に際し、合併会社、完全親会社または承継会社が、新株の発行による処分、新株予約権の行使に伴う自己株式の交付による処分等があげられる。

(ウ) 剰余金の配当

平成18年度税制改正で、剰余金の配当を行った場合、配当の原資によって税務上の取扱いが異なることとされた。

これまで、利益剰余金や資本剰余金からの配当は、全て受取配当等とされてきたが、改正後は、利益剰余金からの配当は「受取配当金」とされ、資本剰余金からの配当についてはプロラタ計算により算出した一部の金額のみ「みなし配当」とし、その他の金額については「資本の払い戻し」と取扱われている。利益剰余金から配当を行った会社のなかには、改正後の取扱いの適用を断念し、配当の金額を「みなし配当」として、所得税の源泉徴収を行ってしまった事例もある。

これまで、その他資本剰余金の処分による配当を行った場合、法人が受ける利益の配当が資本準備金の取崩しにより生じたその資本剰余金を原資として行われたものであっても、受取配当金等の益金不算入の規定の適用があることに留意すると規定されてきたことから、利益剰余金からの配当と同様にすべて「配当」として取扱われてきた。つまり、配当の原資が、資本剰余金からの配当か、利益剰余金からの配当であるかに区分する必要はない。

しかし、会社法で株主に対する利益の配当や資本の払戻し等について、剰余金の配当に一本化されたことに伴い、平成18年度税制改正では、原資の区分に応じて、「配当」と「資本の払戻し」に区分することになった。

具体的には、利益剰余金の配当は、従来どおり「受取配当」とされる一方、資本剰余金が

らの配当については、プロラタ計算により「資本の払い戻し部分」と「配当部分」とに区別される。

つまり、この改正の施行日である平成 18 年 5 月 1 日以後の日を支払いの基準日とする剰余金の配当は、その原資が資本剰余金か利益剰余金であるかを確認する必要がある。

この法人税法の改正により、当然のことながら所得税の源泉徴収の範囲も従来とは異なってくる。

これまでは、配当の原資が資本剰余金か利益剰余金かに関係なく、全ては源泉徴収の対象とされてきたが、改正後は、利益剰余金からの配当であれば従前どおり全額が源泉徴収の対象となるが、資本剰余金からの配当については、プロラタ計算により受取配当と算出された金額のみが源泉徴収の対象となる。

資本剰余金を原資とした配当を行った企業のなかには、改正後の適用を失念し、「資本の払い戻し部分」についても「受取配当」として源泉徴収をしたケースもある。平成 18 年度法人税法の大改正のなかでも、誤りやすい項目の一つと言える。

(エ) 自己株式の取得

自己株式の取得とは、会社が自社の発行した株式を取得することをいう。自己株式の取得は、平成 13 年 6 月の商法改正前までは原則禁止されていたが、同改正によりいわゆる金庫株が認められるようになり、自己株式の取得は取得手続、方法、取得財源の規制のもと、原則認められるようになった。

会社法において、第 15 条により株式会社が自己株式を取得できる場合を規定した。

一般的に株式会社は株式総会の決議などにより自己株式を取得できるほか、株式の譲渡に会社の承認を必要としている会社において会社はその譲渡を承認せず、株主から当該株式の買取請求がなされた場合や、相続に際して、会社が相続人に対して相続された自社株式の買取を請求する場合がある。

すべての株式に譲渡制限を設けている会社の場合、自己株式を取得する方法は次のとおりである。

すべての株主に申し込みの機会を与える方法

この場合は、株主総会の普通決議のほか株主全員に対し、取得条件を通知することになる。「旧法下では、この株主総会は定時総会に限られていたが、会社法においては臨時株主総会でも承認することになった」。

申込総数が会社の取得しようとする自己株式を超えた場合は、会社は案分で自己株式を取得することになる。

特定の株主から取得する場合

この場合は、株主総会の特別決議が必要となる。取得の相手方となる特定の株主は当該株主総会における当該事案について議決権を行使することができない。また、特定の株主から取得する場合、取得の相手方となれなかったほかの株主にも売主追加請求権（自己を売主に追加する会社に求める権利）が生じる。

財源規制については、自己株式取得において分配可能額の範囲内で行わなければならない規制がある。これを財源規制という。資本を毀損するような自己株式の取得は債権者保護の見地から法は認めていない。合併や企業分割、事業の全部譲り受けにより取得する場合や、組織再編行為に反対する株主からの株式買取請求に応じる場合は、財源規制はかからない。主として不利益を受ける株主保護が目的である。

（オ）自己株式の消却

自己株式の消却とは、会社は、取締役会の決議により（取締役会設置会社）消却する株式の種類と数を定めて、保有する自己株式を消却することができる。

かつて自己株式を購入して消却することは、資本充実の原則に違反する、株価操作やインサイダー取引の可能性がある。また、方法、対価によっては株主平等原則に反するなどの理由により原則禁止され、一定の条件の場合にのみ認められた。しかし、平成13年10月1日施行の改正商法（いわゆる金庫株解禁等に係る改正法）では、自己株式の取得とその後の処理関係を切断することになる。すなわち、会社はいつでも自己株式を保有することが可能であり、また、任意に消却してもよいことになる。

その後、平成18年5月1日に会社法施行後、会社は自己株式を任意に消却できることが明示され、また、このときの決議について取締役会設置会社において、取締役会の決議によらなければならないことも明示された⁽⁵⁾。

旧商法では、消却する自己株式の帳簿価格を資本剰余金、利益剰余金のいずれから減額するかは、会社の意思に委ねるとされた。しかし、会社法においては、優先的にその他資本剰余金から減額するとされた⁽⁶⁾。

（カ）企業結合による増加または分割型の会社分割による減少

企業結合とは、ある企業又はある企業を構成する事業と他の企業を構成する事業とが一つの報告単位に統合されることをいう。企業結合の形式としては、合併、会社分割、事業譲渡、株式交換、株式移転などの組織再編がある。

会計上は、このような組織再編の形式にかかわらず、企業結合の分類（取得、持分の結合、

共同支配企業の形成、共通支配下の取引等)に基づき結合企業(吸収合併存続会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、事業譲受会社等)に適用すべき処理が決定される。したがって、ある企業結合が行われた場合、それがどの企業結合の分類に該当するかを識別することが必要になる。

会社分割とは、分割会社の営業のすべてまたは一部の会社に継承させることで、事業部門を会社設立して独立させて、効率化を図った以不採算部門を切り離した企業の再編で使われる。また、事業の買収、事業提携、会社設立でも利用されることがある。

会社分割の分割とは、単に会社を二つに分けて縮小させることなく、営業を単位として営業と付随する資産、負債を他の会社に移転することをいう。

会社設立して営業を継承した会社は、「分社型」といい新株を発行し、分割会社に割当てする場合と、「分割型」といい新株を分割会社(会社設立)の株主に割当ててある場合がある。

(キ) 株主資本の計数の変動

会社法において、株主資本の計数の変動は、株主総会の決議や債権者保護手続を行うことにより、いつでもできるようになった。株主資本の計数変動に関して、損益取引と資本取引の区分の原則の徹底で、一定の制約を設けているため、旧商法と比較して、増資、減資および欠損補てんなどの会計実務に変更点が生じる。

旧商法では、定時株主総会において認められる株主資本の計数の変動があった。しかし、会社法では、定時株主総会に限らず、いつでも株主総会で変動させることができるようになった。剰余金の分配が、いつでも原則として株主総会でできることになったことの均等を保つためと考えられる。この計数の変動は、会社財産の流出や流入を伴わない株主資本の各項目間の変動と剰余金の項目内における振替のみをいい、株主への財産の交付を伴う場合は、剰余金の配当等の規定に従うことになる。

株主資本の計数変動に関して、会社法が規定する目的は、株主と債権者との利害の調整、すなわち、会社財産の流出を伴う配当等に拘束がかかるかと、拘束の程度が強くなるかにある。株主にとって配当の分配を受ける観点から、剰余金、準備金、資本金の順番で充実しているほうが都合がよく、債権者にとっては資本充実の観点から、その逆が望ましいといえる。したがって会社法は、計数の変動を行う場合は、計数の変動の内容に応じて株主と債権者の利害を調整するために、株主総会決議や債権者保護手続を定めている。

(ク) 連結範囲の変動または持分法の適用範囲の変動

企業集団全体の業績を表示するには、「非連結子会社」やその他の投資先で親会社が影響力を持っている関連会社の業績も反映される必要がある。そのための手法が持分法である。

持分法では、非連結子会社と関連会社「持分法適用会社」の持つ資産や負債には触れず、その会社の資本（純資産）と損益についての親会社の持分のみを対象とする。具体的には、親会社持分に帰属する金額を親会社の投資勘定である連結貸借対照表の「投資有価証券」と連結損益計算書の「持分法による投資利益」に計上し、決算期ごとにそれらの変動に応じて修正する。持分法の適用においては、適用会社の資産と負債の時価評価や税効果会計の適用など、原則として連結子会社の場合と同様の処理が行われる。

既存の会社の株式を取得し、持分法適用会社とした場合、取得原価と取得時点における適用会社持分の純資産価格とは通常一致しない。また、適用会社の資産と負債を時価評価して、その評価差額を反映させた時価純資産の持分差額は、取得時点からさらに分離されない。取得原価とこの時価純資産の持分との差額は、投資勘定に含まれている投資差額といい、連結子会社の場合と異なり連結調整勘定は設けないが、20年以内に償却する必要がある。

一方、株主資本以外の各項目は、前期末残高、当期変動額および当期末残高に区分するが、当期変動額は純額で表示する⁽⁷⁾。これは、株主資本とそれ以外の項目とでは、一会計期間における変動事由ごとの金額に関する情報の有用性が異なること、および変動事由ごとに表示することに対する事務負担の増大などを考慮したためである。

ただし、純額表示することに代えて、主な変動事由およびその金額を表示することができ、株主資本等変動計算書に表示する方法、または、注記によって開示する方法のいずれかを、連結会計年度および事業年度ごとに、また、項目ごとに選択することができる。⁽⁸⁾したがって、当該表示方法の選択は、表示方法の継続性や中間と年度の一貫性が求められていない。

評価、換算差額等や新株予約権の当期変動額は純額表示が原則であるが、重要な当期変動がある場合には主な変動事由ごとに開示することが望ましく、また、株主等に対する部外報告の際に当期変動額の内容について説明を求められる可能性があるため、実務上は主な変動事由およびその金額を把握する必要がある。

評価、換算差額等の変動事由の例として、次のものが含まれる。

有価証券評価差額金・その他有価証券の売却または減損処理による増減。

純資産の部に直接計上されたその他有価証券評価差額金の増減。

繰延ヘッジ損益・ヘッジ対象の損益認識またはヘッジ会計の終了による増減。

純資産の部に直接計上された繰延ヘッジ損益の増減。

為替換算調整勘定・在外連結子会社等の株式の売却による増減。

連結範囲の変動に伴う為替換算調整勘定の増減。

純資産の部に直接計上された為替換算調整勘定の増減。

2. 財務諸表への影響

株主資本等変動計算書の作成に伴い、これまでは、損益計算書の末尾に当期純利益（当期純損失）に前期繰越利益（前期繰越損失）等を加減して、当期末処分利益（当期末処理損失）を計算していたが、今後は株主資本等変動計算書において表示されることから、損益計算書の末尾は当期純利益（当期純損失）となる。また、連結株主資本等変動計算書の導入により、連結剰余金計算書は廃止された。⁽⁹⁾

中間財務諸表においても、中間連結株主等変動計算書および中間個別株主等変動計算書を作成することになり、その作成方法は期末に準じて作成される。⁽¹⁰⁾

3. 適用年度の取扱い

適用年度における株主資本等変動計算書の前期末残高は、前期末の貸借対照表に該当する各項目の残高を記載する。繰越利益剰余金は当期末処分利益の残高を記載する。

繰越ヘッジ損益（税効果調整後）について現行は資産または負債に計上されているが、適用年度は当期末の貸借対照表に計上される額を当期変動額および当期末残高に記載する。

・固有の論点

1. 評価・差額等の当期変動額

有価証券評価差額金について、主な変動事由およびその金額を表示する場合、時価評価の対象となるその他有価証券による増減は、原則として、次の方法により表示する。⁽¹¹⁾

- (1) 損益計算書に計上されたその他有価証券の売却損益等に、税効果を調整した後の額を表示する方法。
- (2) 損益計算書に計上されたその他有価証券の売却損益等の額を表示する方法（税効果の額を、別の変動事由として表示する）。

また、純資産の部に直接計上した有価証券評価差額の増減を算定する方法として、実務上、前期末と当期末のその他有価証券評価差額金全体の変動額から、有価証券の売却または、減損処理による増減の額等を控除する方法が考えられる。

. おわりに

今回、株主資本等変動計算書の基準の適用開始に際し、作成方法、変更点、廃止項目等論点をまとめてきたが、会社法の施行、税制改正に伴い税法上の問題点がかなりのこっぺている。税法上の問題点は、これまで利益処分案の株主総会決議によって積立および取崩が行われたが、会社法施行後は決算手続として会計処理を行うことになる。会社法上「法令または定款の規定により剰余金の項目に係る額を増加または減少すべき場合」には株主総会決議は必要ないとされ、⁽¹²⁾ 税法上の処理が必要になる。したがって、当期末の貸借対照表に税法上の積立および取崩が反映されるとともに、個別株主資本等変動計算書に税法上の積立額および取崩額を記載し、株主総会または取締役会で計算書類（決算書類）を承認する必要がでてくる。⁽¹³⁾

註

- (1) 会社計算規則 91 (1)
- (2) 会社法 453 条 459 条
- (3) 財務諸表等規則・ほかの改正 (その 1)(その 2)
- (4) 会社計算規則 127 (7)・財務諸表等規則 101 条・会計基準 6 号 6 項
- (5) 会社法 178 条
- (6) 会社法計算規則 47 条 3 項
- (7) 会社計算規則 127 (8)・財務諸表等規則 103 条 105 条・会計基準 6 号 8 項
- (8) 適用指針 9 号 9 項 10 項
- (9) 会計基準 6 号 12 項
- (10) 会計基準 6 号 10 項
- (11) 適用指針 9 号 12 項
- (12) 会社計算規則 181 (2) 1 号
- (13) 適用指針 9 号 25 項

参考文献

- (1) 武田隆二・会計第二版・2004
- (2) 山本忠弘他編・山本芳功他共・現代ビジネス法辞典・2002
- (3) 佐々木秀一・財務諸表入門・2006
- (4) あずさ監査法人・株主資本等変動計算書編・2007

山本 芳功

- (5) 山本忠弘他編・山本芳功他共・現代ビジネス法学・2004
- (6) 「税務通信」・第 2967 号
- (7) 山本芳功・名古屋経営短期大学紀要・43 号
- (8) 山本芳功・名古屋経営短期大学紀要・44 号
- (9) 今井和弘・法人税の決算調整と申告の手引・2006
- (10) 中山繁太郎・法人税の決算調整と申告の手引・2007
- (11) 山本忠弘他編・山本芳功他共・新ビジネス法と現代社会・2008